

[別紙]

違法（脱法）ドラッグの宅配代金引換サービス業務に関する
自粛の協力要請について

24福保健薬第2663号
平成24年12月11日

社団法人 東京都トラック協会
会長 大高 一夫 様

東京都福祉保健局長
川 澄 俊 文

平素から東京都の福祉保健行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
最近、違法（脱法）ドラッグについては、若年層を中心とした濫用の広がりが懸念されるとともに、健康被害や交通事故の原因として大きな社会問題となっています。
東京都では、違法（脱法）ドラッグの排除のために、販売業者に対し、薬事法（昭和35年法律第145号）及び東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成17年条例第67号）に基づき、販売店舗への立入監視指導、販売自粛要請等の対策を行ってきました。

しかし、違法（脱法）ドラッグの販売は、店頭のみならず、代金引換を利用した通信販売でも多く行われていることから、流通段階における対策が極めて重要となっています。

貴協会におかれましては、都の違法（脱法）ドラッグ対策に御理解をいただき、下記事項について、貴協会会員各位の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 違法（脱法）ドラッグ販売業者の確認
違法（脱法）ドラッグの販売が疑われる事業者については、契約内容やホームページ等により確認を行ってください。
- 違法（脱法）ドラッグ販売業者との代金引換サービス業務契約の自粛
違法（脱法）ドラッグ販売業者であることが強く疑われる事業者に対しては、代金引換サービス業務契約を自粛してください。